

「第7回 VISIT JAPAN 大使の集い2018 in 新宿」を開催！ ～大都市新宿のインバウンドの将来～	・・・ 2
つけて走って広げよう、地域の魅力！ ～10月1日より、地方版図柄入りナンバー交付～	・・・ 4
千葉県東葛交通圏におけるタクシーの特定地域計画の認可について	・・・ 7

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

平成 30 年 9 月 3 日
関 東 運 輸 局

「第7回 VISIT JAPAN大使の集い2018 in 新宿」を開催！ ～大都市新宿のインバウンドの将来～

- 関東運輸局は、VISIT JAPAN 大使の会、(一社)新宿観光振興協会と共催で、「VISIT JAPAN 大使の集い 2018 in 新宿」を開催します。
- VISIT JAPAN 大使とは、外国人旅行者の受け入れ体制の構築や、外国人に対する日本の魅力の発信において優れた取り組みをされた方々で、観光庁より任命されています。
- 今年度は、VISIT JAPAN 大使が創設され 10 年という節目の年であり、VISIT JAPAN 大使のこれまでの取り組みや今後 10 年の展望を共有します。

■日 時 平成 30 年 9 月 10 日 (月)

■場 所 ハイアットリージェンシー東京 B1 階「センチュリールーム」
新宿区西新宿 2-7-2

■次 第

※以下次第では VISIT JAPAN 大使を VJ 大使と略して表記

【セミナー】

- | | |
|---------|--|
| 13 : 30 | 開場 |
| 14 : 00 | オープニング セッション (総合司会：小柳 淳 VJ 大使)
主催者挨拶 新宿観光振興協会理事長 杉江 俊彦
国土交通省関東運輸局長 掛江 浩一郎 |
| 14 : 20 | 基調講演 「VISIT JAPAN 大使誕生からの 10 年
～日本の観光のこれまで・いま・これから～」
国土交通省観光庁次長 和田 浩一 |
| 15 : 20 | 休憩 |
| 15 : 35 | 新宿観光振興協会「新宿の観光施策の歩みと今」
新宿観光振興協会理事長 杉江 俊彦 |
| 15 : 50 | リレー講演
テーマ 1「観光資源の魅力向上と地域への波及効果」
講演①劇場街浅草の復興 (吉澤 勉 VJ 大使)
講演②観光は競争である (後藤 典生 VJ 大使)
講演③欧米系の旅行者に魅力を伝えるために (辻村 由佳 VJ 大使) |
| 16 : 50 | テーマ 2「受入環境の近未来に向けた品質向上」
講演①キャッシュレス・ICT活用と二次交通 (東 良和 VJ 大使)
講演②観光情報拠点の活用 (泉 登美雄 VJ 大使)
講演③地域活性化と観光負荷について (政所 利子 VJ 大使)
講演④宿泊施設でのハードと心のバリアフリー (山崎 まゆみ VJ 大使) |
| 17 : 50 | クロージングセッション 国土交通省関東運輸局観光部長 松場 圭一 |
| 18 : 00 | 閉会 |

参加予定の VISIT JAPAN 大使（順不同）

	【小柳 淳】 （株）ホテル小田急・ホテル小田急サザンタワー 代表取締役社長		【政所 利子】 株式会社 玄 代表取締役		【東良和】 沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役会長
	【山崎 まゆみ】 温泉エッセイスト		【吉澤 勉】 （株）AppGT 取締役 事業部長		【後藤 典生】 高台寺 執事長
	【辻村 由佳】 （一財）国際観光サービスセンター 成田国際空港ツーリスト インフォメーションセンター 所長		【泉登 美雄】 NPO 法人秋葉原観光推進協会 理事長	他にも VISIT JAPAN 大使の方々が参加される予定です。	

※取材を希望される場合は下記申込書に必要事項を記入の上、9月6日(木)までにFAXをお送りくださいますよう、お願いいたします。

FAX：045－211－7270（関東運輸局 宛）

会社名	参加者氏名	連絡先
		TEL： E-mail:
		TEL： E-mail:
		TEL： E-mail:

【本件に関する問い合わせ】

担当者：関東運輸局観光部国際観光課 高築・二瓶・根本
 TEL：045－211－7273



関東運輸局プレスリリース
平成30年9月4日

つけて走って広げよう、地域の魅力！ ～ 10月1日より、地方版図柄入りナンバー交付 ～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートを交付することとしております。

この度、交付開始日を決定しましたのでお知らせいたします。

1. 交付開始日

平成30年10月1日（月）

新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などで同じ番号ならいつでも交換が可能です。（一部、番号変更が必要な場合があります。）

2. 事前申込み開始日

平成30年9月10日（月）

ご自身でウェブサイト（<http://www.graphic-number.jp>）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

3. 料 金

ナンバープレートの交付料金は地域によって異なります。詳しくは、別添資料をご確認ください。

4. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金の他に寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

5. 導入地域（（ ）内は、管轄運輸支局又は自動車検査登録事務所）

土浦、つくば（土浦自動車検査登録事務所） 前橋（群馬運輸支局）

越谷（春日部自動車検査登録事務所） 成田（千葉運輸支局）

柏（野田自動車検査登録事務所） 世田谷（東京運輸支局）

杉並（練馬自動車検査登録事務所） 富士山（山梨運輸支局）

（参考）

関東運輸局管内9地域における具体的デザインについては別添資料をご確認ください。

【配 布 先】茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、都庁記者クラブ
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者
クラブ、横浜海事記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイク等専門紙〕物流専門紙

【問い合わせ先】関東運輸局 自動車技術安全部 管理課 宮本・藤城・廣瀬

電話：045-211-7253（内線：5469、5159、5161）FAX：045-201-8813



＜帆引き船、花火＞



＜筑波山＞



＜赤城山＞



＜ガーヤちゃん、南越谷阿波踊り＞



＜飛行機が飛ぶ街＞



＜手賀沼＞



＜多摩川とサギソウ＞



＜杉並続くみどりいっぱいのもち＞



＜富士山＞

地方版図柄ナンバー交付手数料一覧(登録自動車)

運輸局	導入地域 (ナンバー表示)	中型標板	大型標板
関東	土浦	7,500	11,100
	つくば	7,500	11,100
	前橋	7,500	11,100
	越谷	7,400	11,000
	成田	7,400	11,000
	柏	7,400	11,000
	世田谷	7,300	10,900
	杉並	7,300	10,900
	富士山	7,500	11,100

平成30年9月4日

関東運輸局プレスリリース

千葉県東葛交通圏におけるタクシーの
特定地域計画の認可について

千葉県東葛交通圏（松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市）については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、平成28年7月1日付けで特定地域として指定され、同法の規定により組織された「東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」において、タクシー事業の適正化と活性化を推進するための計画（特定地域計画）の作成に向けた議論が進められてきたところです。

今般、同協議会から申請されていた、千葉県東葛交通圏における特定地域計画を平成30年9月4日付けで認可しましたのでお知らせします。

今後、当該特定地域計画に合意する各タクシー事業者が事業者計画の認可を受け、タクシーの供給削減措置と併せた需要活性化策を行うことにより、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取組みを実施していくこととなります。

記

1. 当該認可に係る特定地域計画の内容（概要）
資料1のとおり
2. 当該認可特定地域計画を作成した協議会の名称
東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会
3. 当該認可特定地域計画に係る特定地域
東葛交通圏

※ 「特定地域」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域のことで、概要等は資料2のとおりです。

なお、当該認可特定地域計画の本文は以下のURLで公表しています。

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_kyougikai/chiba/toukatu/date/juntokutei/5/keikaku_toukatu_300904.pdf

連絡先 関東運輸局自動車交通部
旅客第二課 若林・春原
電話：045-211-7246（直通）
FAX：045-201-8802

（配布先）関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

千葉県東葛交通圏特定地域計画の概要

○ 削減する供給輸送力

【法人タクシー】

- ・ 法人タクシーの「適正と考えられる車両数」（運輸局長公示）の上限値（996両）と特定地域指定日現在の同交通圏の法人タクシー車両数（1,087両）との乖離は91両、乖離率8.4%
- ・ 計画に基づき各事業者が取り組む削減車両数の合計は27両
- ・ 27両の供給輸送力の削減により、上限値との乖離91両（8.4%）が、42両（4.0%）へ改善 ※事業廃止による22両減少含む

【個人タクシー】

- ・ 個人タクシーの「適正と考えられる車両数」（運輸局長公示）の上限値（80両）と特定地域指定日現在の同交通圏の個人タクシー車両数（87両）との乖離は7両、乖離率8.0%
- ・ 30年5月末時点の個人タクシー車両数は82両で、年々の減少を考慮し、供給輸送力削減は行わない。

○ 供給輸送力の削減方法

【法人のみ】

営業方法の制限（車両の使用停止）による削減

○ 実施時期

特定地域計画の公表後、6か月以内に実施

○ 活性化措置（従前の地域計画から追加した主な事項）

- ・ 初乗り距離の調査・研究
- ・ スマートフォンアプリを活用した配車サービスの導入
- ・ ASV車両の導入促進
- ・ 女性運転者の積極的な雇用の促進

改正タクシー特措法＝特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

原則（道路運送法）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

